

建設企業のみなさま

著しく短い工期の契約は禁止されています

◆建設業法では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。

➡建設業就業者の長時間労働を改善するためには、適正な工期設定を行う必要があります。

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い工期を指すのではなく、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

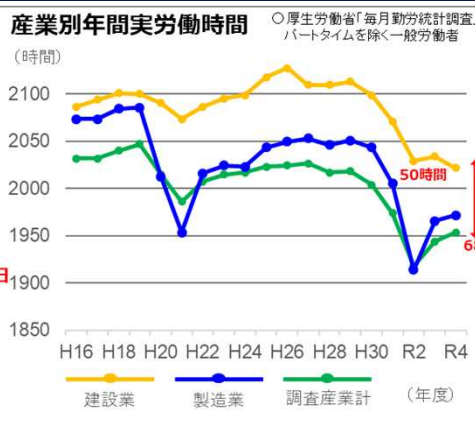
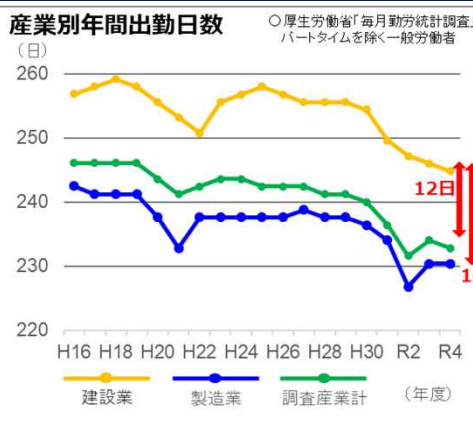
工期に関する基準（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準です。

← 詳細は ↓



【参考】建設業における働き方の現状

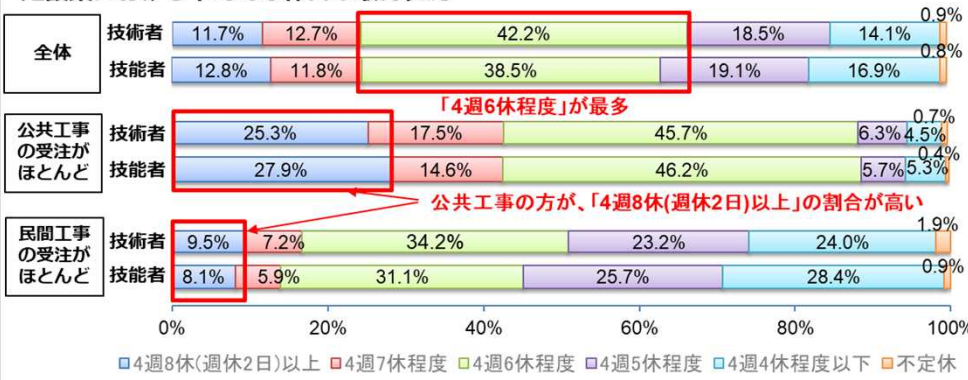


働き方改革が必要です！

建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

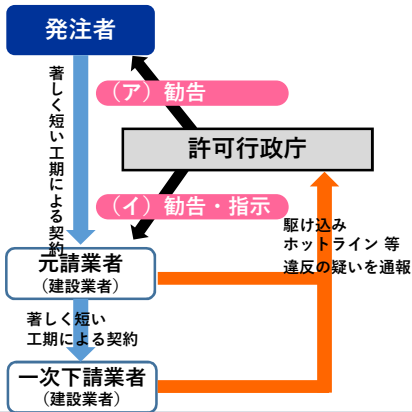
建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

「著しく短い工期の禁止」に違反した場合は？



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができます。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は**勧告や指示処分**を行うことができます。

元請負人と下請負人における建設業法令遵守ガイドライン

← 詳細は ↓

上記ガイドラインは、元下間の取引において、**建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示**しています。



【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

- 工事全体の一時中止や前工程の遅れなど、下請負人の責めに帰さない理由により工期を変更する際、通常よりもかなり短い期間を工期とする下請契約を締結した場合

建設業法違反の通報窓口（駆け込みホットライン）

← 詳細は →



0570-018-240

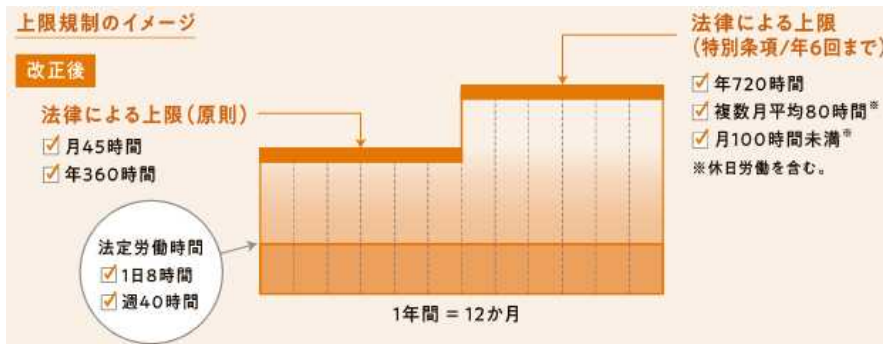
大臣許可業者を対象に建設業に係る**法令違反行為**の通報を受付けています。



時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます（R6.4～）

労働基準法が改正され、**R6.4.1以降、建設業における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、受発注者間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断されます。



※災害の復旧及び復興の事業には、以下の規定は適用されません。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

↓ 詳細は ↓



- **長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や不良工事にも繋がる恐れがあります。**
- **受注者は、適正な工期の見積りの提出に努め、受発注者間・元下間で協議・合意の上で適正な工期を設定し、工期のダンピングをしてはなりません。**